

### ③ エスカレーターの利用について

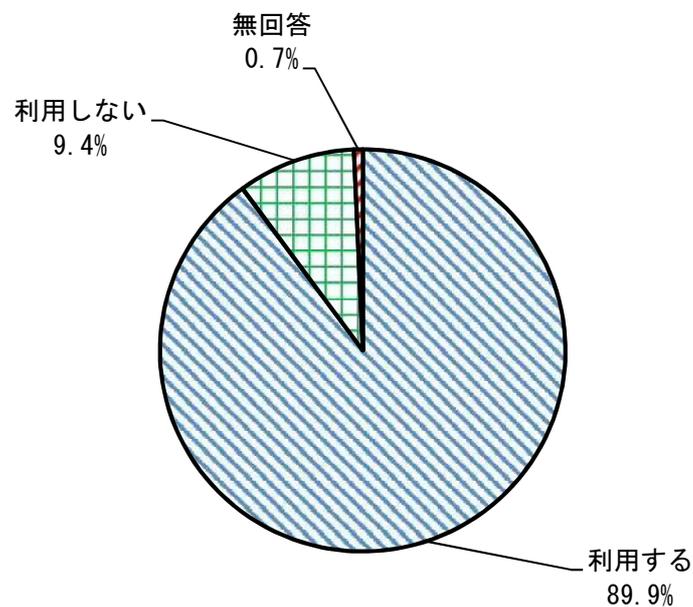
エスカレーターは、駅や商業施設など多くの場所で日常的に利用されており、大変便利なものですが、利用方法によっては転倒などの事故が発生する危険性があります。

このアンケートは、エスカレーターの安全な利用について市民の皆さまの意見をおたずねし、今後の施策を検討するうえでの参考にさせていただくものです。

<エスカレーターの利用について>

問 25 あなたは、普段、エスカレーターを利用しますか。(〇は1つだけ)

N = 859

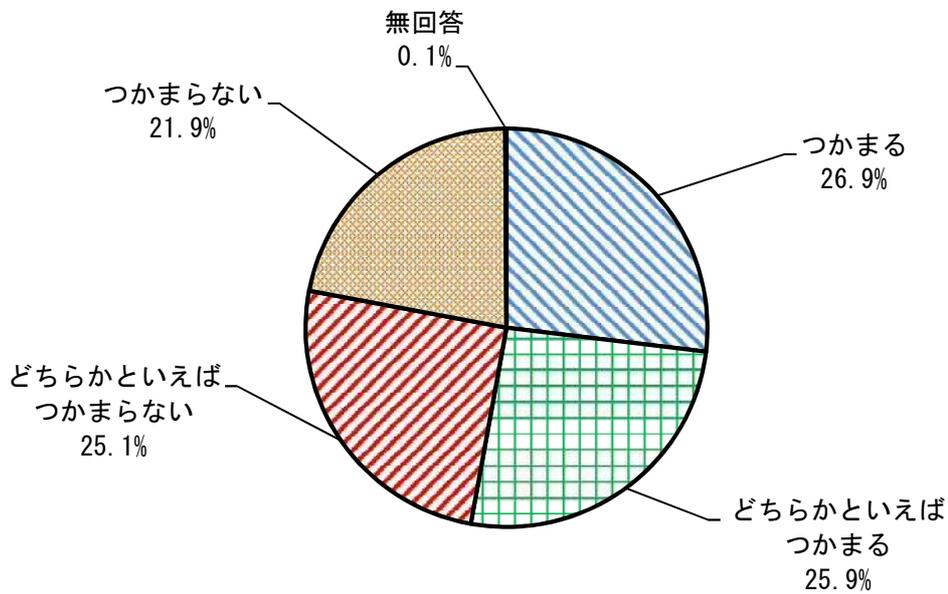


《問25で1と答えた方（普段、エスカレーターを利用する方）におたずねします。》

問26 あなたは、エスカレーターを利用するとき、手すりにつかまりますか。

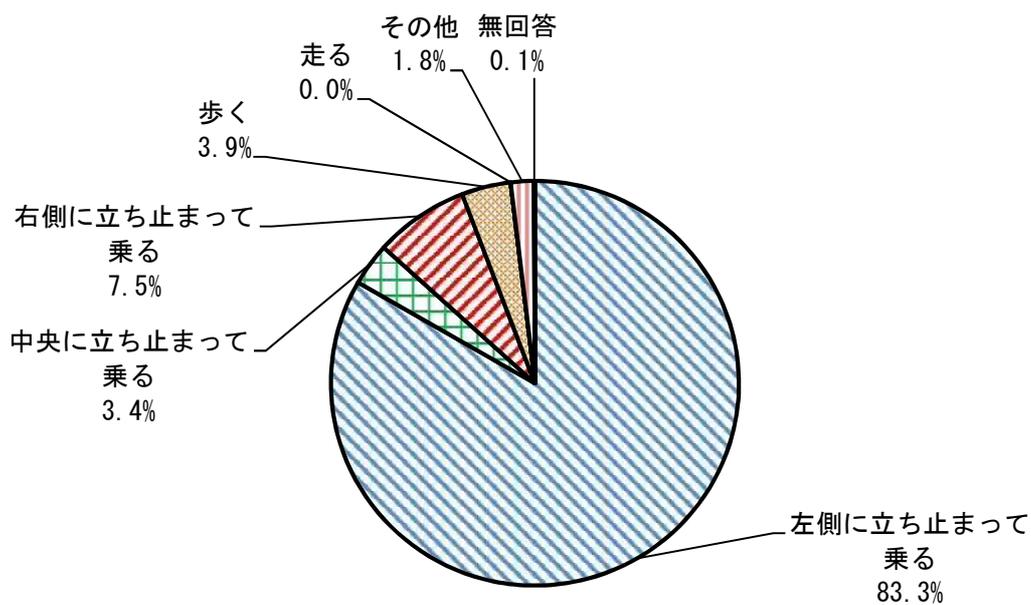
(○は1つだけ)

N=772



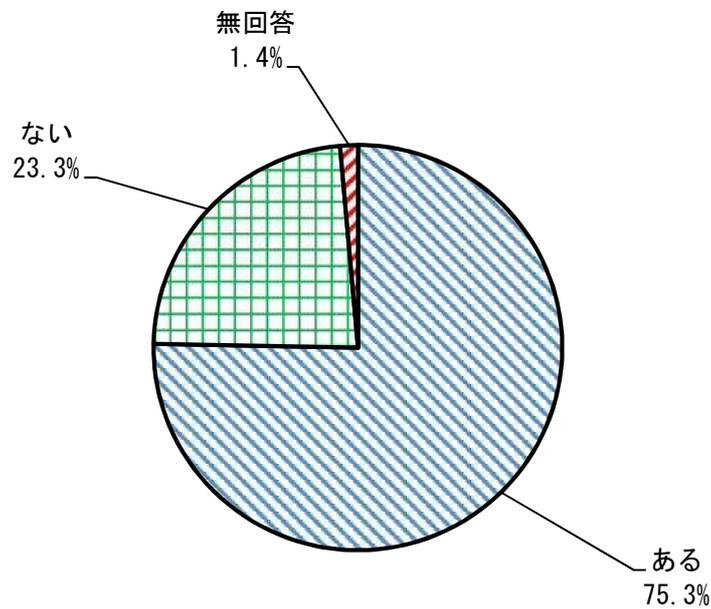
問27 あなたは、普段、エスカレーターを利用する際、主にどのような乗り方をしていますか。(○は1つだけ)

N=772



問28 あなたは今まで、エスカレーターを歩いたり走ったりして利用したことはありますか。  
(○は1つだけ)

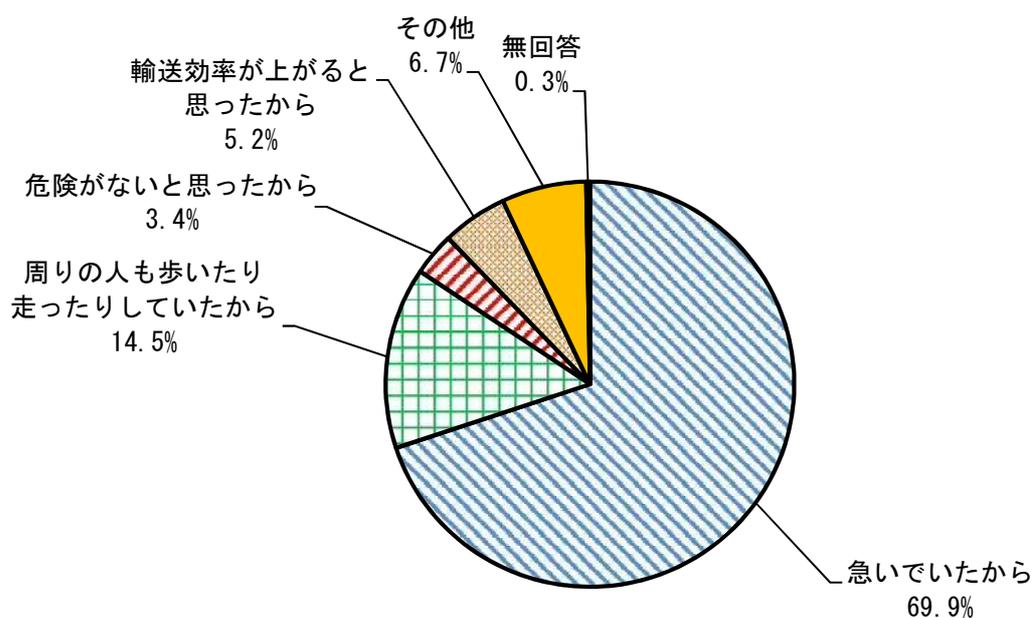
N=772



《問28で1と答えた方（エスカレーターを歩いたり走ったりして利用したことがある方）にお  
たずねします。》

問29 あなたが、エスカレーターを歩いたり走ったりして利用した主な理由は何ですか。  
(○は1つだけ)

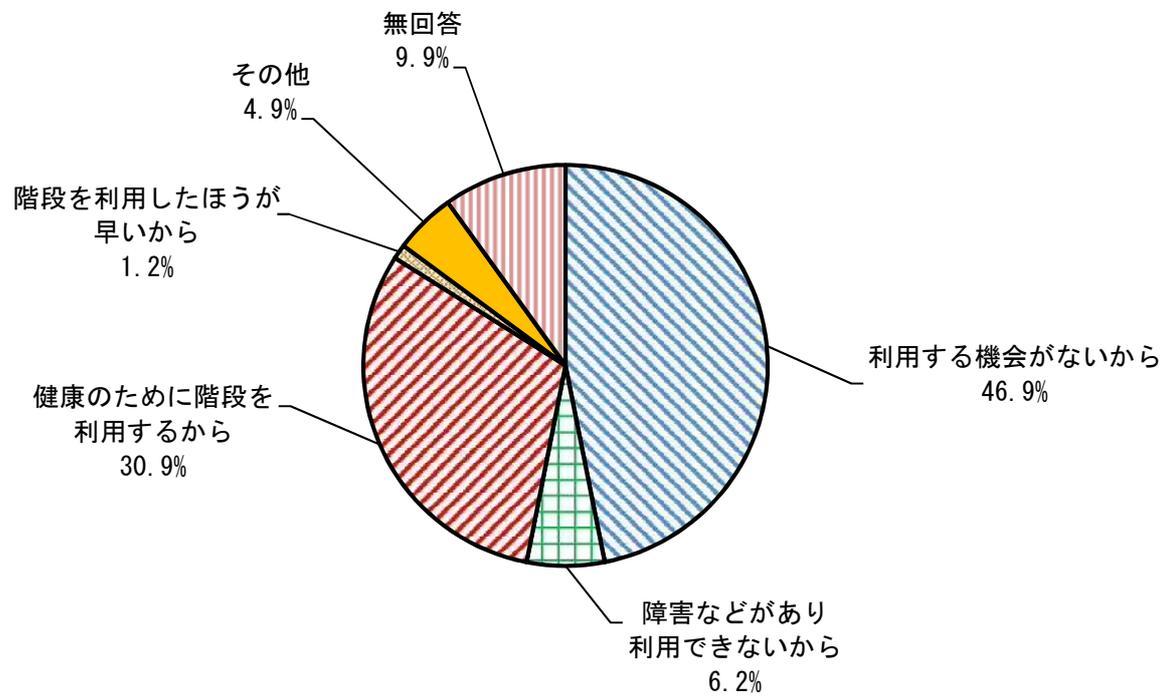
N=581



《問 25 で 2 と 答えた方（普段、エスカレーターを利用しない方）におたずねします。》

問30 あなたが、普段、エスカレーターを利用しない主な理由は何ですか。（○は 1つだけ）

N=81



## 《すべての方におたずねします。》

### ＜エスカレーターの危険性について＞

一般社団法人日本エレベーター協会の調査によると、エスカレーターでの主な災害は「転倒」、「挟まれ」及び「転落」です。

その原因別に見ると、次の①～④が全体の約77%を占めています。(調査期間：平成30年1月～令和元年12月)

#### ① 乗り方不良

- ・手すりを持たず転倒する（両手に荷物など）。
- ・踏段の黄色の線から足をはみ出し、挟まれる。
- ・踏段上を歩行し、つまずき転倒する。
- ・手すりから体をはみ出し、挟まれる（ぶつかる）。
- ・逆走して駆け上がり（又は駆け下り）、転倒する。

#### ② 酔っ払い

#### ③ 巻き添え

#### ④ キャリーバッグ・ベビーカー・高齢者用歩行補助器の使用

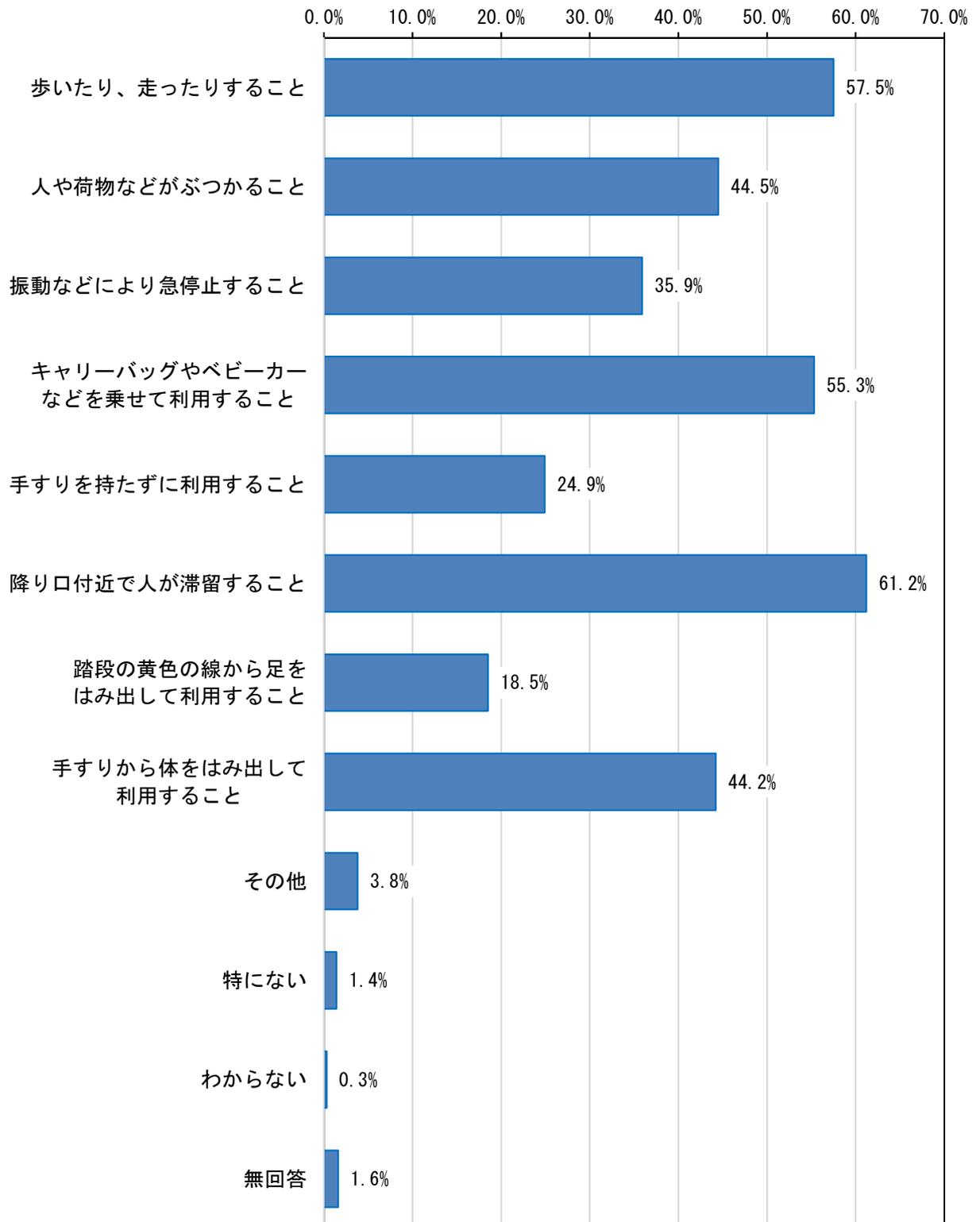
また、その他の原因としては、悪戯、緊急停止、機器故障などがあります。

(出典) 一般社団法人日本エレベーター協会「エスカレーターにおける利用者災害の調査報告(第9回)」

問31 エスカレーターの利用について、あなたが危険だと思うことは何ですか。

(〇はいくつでも)

N=859



## <エスカレーターの安全な利用のための対策について>

埼玉県では、「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」を令和3年3月に制定し、令和3年10月より施行しています。

### 【埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例（概要）】

#### (1) 目的

県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する

- エスカレーターの安全な利用の促進に関し、県、県民、関係事業者の責務を明らかにする
- エスカレーターの安全な利用・管理に関し、必要な事項を定める
- エスカレーターの安全な利用を確保する

#### (2) 各主体の責務

主体	内容
県	・ 県民、関係事業者、関係地方公共団体との相互の連携及び協力の下に、エスカレーターの安全な利用の促進に関する総合的な施策を策定し実施する
県民	・ エスカレーターの安全な利用に関する理解を深め、エスカレーターの安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努める ・ 県及び関係事業者が実施する施策及び取組に協力するよう努める
関係事業者	・ エスカレーターの安全な利用に関する理解を深め、エスカレーターの安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努める ・ 県が実施する施策に協力するよう努める

#### (3) 義務規定

対象	内容
利用者	・ 立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならない
管理者	・ 利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを利用すべきことを周知しなければならない

#### (4) 管理者に対する指導等

知事は、エスカレーターの安全な利用の促進のために必要であると認めるときは、管理者に対し、利用者への立ち止まり利用の周知に関し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる

○埼玉県の条例及び取組についてはこちらからご覧いただけます。

埼玉県ウェブサイト：「エスカレーターの安全利用について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/escalator/escalator.html>

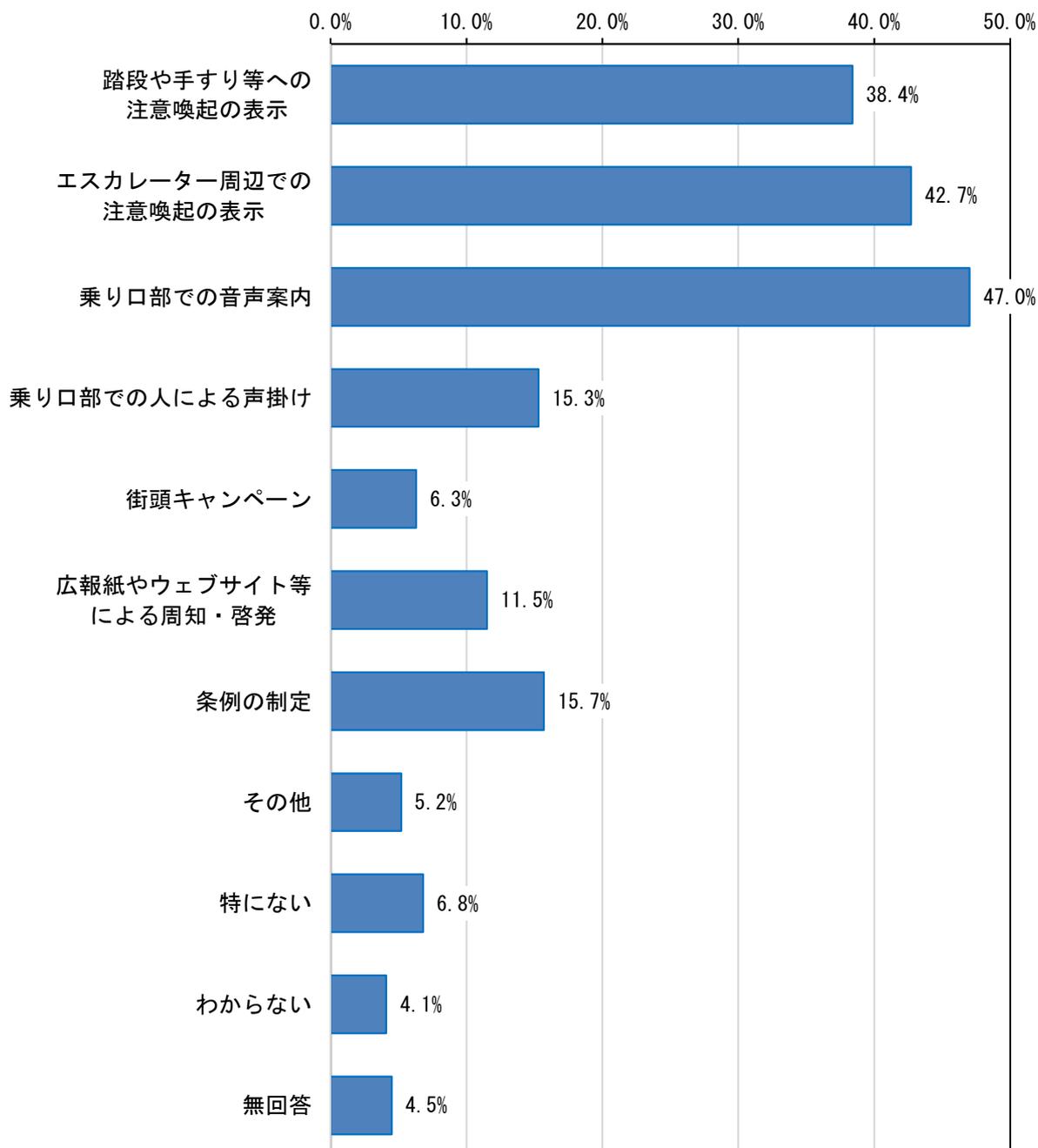


名古屋市では、これまで、エスカレーターでの事故防止について注意喚起をしてきたところですが、安全な利用のさらなる促進を図るため、名古屋市消費生活審議会に小委員会を設置し、条例制定も含めて対策を検討しております。

問32 エスカレーターの安全な利用のために、あなたが必要だと思う対策は何ですか。

(○はいくつでも)

N=859



問33 エスカレーターの安全な利用の促進について、ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

- ・ 事故の悲惨さを伝えて下さい。
- ・ 名古屋では左側に立ち、右側を空けるのが暗黙の了解となってしまうているが、右側が空いているから、歩いてしまう人がいるとおもうので、その空けなければいけないという意識から変えていく必要があると思いました。
- ・ コロナになり手すりに捕まる事に抵抗を感じるため、捕まらなくなった。 そういう人が一定数いると思われる事を踏まえて啓蒙活動してほしい。
- ・ 名古屋では右側を空けて利用するのが当たり前。 右側を歩いて上がっていくのは幼少期の頃から当たり前で危険は感じない。 ただ利用時に常に歩いているわけではない。 右側を空けていない人がたまにいるが、非常識だと思うし、この風習的なものは変えられないと思う。 実験で歩かずにぎっしり止まって利用した方がスムーズだということはテレビで見たことがあるが、他人同士でその利用の仕方は100%無理だと思うし、今のままで問題ないと思う。
- ・ 幼稚園小学校での指導 小さい頃から学ばせること。

ほか